

休日保育・病後児保育 をご利用ください



保育園に通園している満1歳以上のお子さんを対象に、家庭で保育できない場合の一時預かりを、下の表のとおり行っています。

利用には登録(年度1回)が必要です。事前に各施設に問い合わせてください。なお、病後児保育の登録には、母子健康手帳、印鑑、送迎予定者の写真が必要です。

☆詳しくは、各施設へ。

	休日保育	病後児保育
利 用	仕事や冠婚葬祭などで、家庭での保育ができないとき	お子さんが病気の回復期などで、集団保育が困難なとき ※病気にかかるごとに受診し、医師の承諾を得てください。
時 間	日曜日、祝日(年末年始を除く)の午前7時30分～午後6時30分	月～金曜日(祝日、年末年始を除く)の午前8時～午後6時
所在地・電話番号	上ノ原保育園分園 ☎595-7058 (昭和町4丁目／あいぽっく前)	ひなたぼっこ ☎544-7511 (松原町1丁目／太陽こども病院内) くろーばー ☎543-1588 (中神町1260／昭和郷保育園内)
費 用	1日3500円(食事、おやつ代含む) ※お子さんが、認可保育所などに通っている場合は、費用負担はありません。	1日2500円(食事、おやつ代含む)

国民年金からのお知らせ

学生納付特例制度の申請を

学生も20歳になったら必ず国民年金に加入し、保険料を納めなければなりません。

しかし、収入が少なく納付が困難な場合は、納付が猶予される学生納付特例制度があります(要件あり)。

◎希望する方は申請を

学生証または在学証明書、印鑑、年金手帳(お持ちの方)を持って、市役所年金係または東

部出張所で申請をしてください。

◎引き続き希望する方は

平成26年度分の納付特例を受けている方が、引き続き27年度分の納付特例を希望する場合も、申請が必要です。日本年金機構から申請のためのしがきを送付された方は、記入し投函すれば申請が完了します。

◎遡って申請できます

申請時点の2年1か月前の月

分まで申請できます。

ただし、申請が遅れると障害年金などを受け取れない場合がありますので、早めに申請してください。

◇ ◇ ◇ ◇ ◇

学生でない30歳未満の方が、納付が困難な場合、保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度があります。本人及び配偶者の所得に要件がありますので、相談してください。

☆詳しくは、市役所年金係へ。



健康診査を受けましょう

下の表のとおり、健康診査を無料で実施します。生活習慣病の予防のため受診しましょう。

◇実施時期

*前期＝5月15日(金)～7月15日(水)

*後期＝9月1日(火)～10月15日(木)

◇検査項目 診察、身体計測、血液検査、尿検査、心電図、胸部レントゲンなど

☆詳しくは、健康係(あいぽっく内) ☎544-5126へ。



▼対象別健康診査の手続き

対 象	健診名	受診券の交付
31～39歳の方 (4月1日現在30～38歳)	健康診査	4月17日から健康係(あいぽっく内)、市役所福祉推進係、東部出張所で受け付け、当日交付 ※健康係のみ電話でも申し込みできます(受診券は後日送付)。
40～74歳の国民健康保険加入者	特定健康診査	4月1日現在の加入者は5月上旬に、4月2日以降の加入者は8月下旬に、市から受診券を送付 ※申し込みは、不要です。
75歳以上の方 (後期高齢者医療制度加入者)	後期高齢者医療健康診査	

※社会保険などの加入者は、加入先に問い合わせてください。

欠員地区の民生委員・児童委員を決定

欠員となっていた地区の民生委員・児童委員が、次のとおり決定しました。

11番Ⅱ磯野照自さん(☎5419396)

*松原町1丁目10番・12番Ⅱ田中近江さん(☎5432342)

なお、他の地区の委員については、市役所福祉推進係へ問い合わせてください。

◇地区及び委員

◇任期 平成28年11月30日まで

☆詳しくは、福祉推進係へ。